

**はじめに**

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「ひとり立ちできる子ども」を掲げ、「なかよくする子ども、よく考える子ども、心の豊かな子ども、じょうぶな子ども」を目指し取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成25年4月1日施行。以下「条例」という。）第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関等と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

**1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方**

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

## ① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切に、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

### (1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	「いじめのない学校」を目指して、児童会運営委員会を中心に、子どもが自主的創造的に活動を広げていくことを支援する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	学級・学年でいじめ防止につながる目標を持ち、日常活動として振り返りができるようにしていく。

### (2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	道徳の時間を充実させるとともに、6月・10月には、学年で「命・人権」に関する道徳の授業を実施し、11月には全校一斉に道徳の授業参観を行う。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	感情の学習を全校で取り組み、全教育課程において、自尊感情を育てる。また、「わたしと人権」作品作りに積極的に取り組む。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	ライフスキルを高める「いじめ防止プログラム」の導入や学級活動の充実に努める。また、子ども版「いじめ防止基本方針」を作成する。

d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	中学校の教員による出前授業等、専門家派遣事業の利用を考え、いじめ問題や人権教育に取り組む。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	アクティブ・ラーニングを生かした授業作りに校内研として取り組み、子どもの存在や意見を大切にしていく。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	「人権及び道徳」の授業、児童会活動、人権作品作りなどを通して、子ども自身がいじめについて考え、いじめのない学校作りを目指せるよう努める。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	学校全体の縦わり活動を充実させ、5年生と5歳児の「5・5交流」や1年生と保幼の交流を継続していく。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	継続的に情報モラル教育を進めるため、4～6年生対象に毎年外部講師を招いて学習するとともに、日常的な指導も押し進めていく。

### (3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	職員会議、生徒指導部会、職員打ち合わせ時において、いじめ対策に関する情報を常に共有し、全職員が主体的に取り組む。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	「学校だより」や保護者懇談会などで、地域や保護者に知らせていく。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	いじめ対策担当は、児童の聞き取りや指導、保護者対応において、よりよいアドバイザーとなるように努める。また、学年部、教務部が組織として対応していく。

### (4) その他

学校独自の取組

掲示板（物）を利用した啓発活動と学校ホームページへの掲載を継続していく。

### ② いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を重点的に進めます。

### (1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	6月・10月・2月を教育相談月間として位置づけ、学期に一回アンケート調査を行い、児童の実態を把握する。
b	いじめ対策担当教員を中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	日頃の学年会での「子どもを語る会」を充実させ、週末に「ミニ報連相シート」を提出する。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	全教職員が毎日下校時に下駄箱・トイレチェックを行うとともに、いじめ対策教員、生徒指導担当教員が中心となって校舎内及び校門での見守りを行う。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	アンケートをもとに、全児童との個別面談を行う。その際、これまでのアンケートと比べて個々の変化に気を配る。学年部、教務部が常に連携して情報共有を図る。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	電話や連絡帳、家庭訪問等で担任と家庭がつながることを基本としながら、報連相シート等を活用して情報共有していく。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	懇談会や学年だより等で、子どものネット状況における危険性等について、発信していく。

### (2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	週一回及び緊急時に「いじめ対策委員会」を開催し、取り組みの検証や見直しを行うとともに、学期に一回「拡大いじめ対策委員会」を開催する。

b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	保幼小連絡会や小中連絡会において、情報を共有していく。また、出前授業をそれぞれ行う。
---	-------------------	--

(3) その他

学校独自の取組

SCの児童観察後、児童支援の方法や保護者対応について懇談する。

③ いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	児童の指導、保護者への説明等、いじめ対策担当が中心となり、担任や学年部、教務部、また、管理職が、組織的に対処していく。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	事案が終結した後も、担任や学年部、教務部が丁寧なみとりを続ける。
c	ネット上のいじめへの対応	児童や保護者から、被害の情報を早急に把握して、組織的に対処していく。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	重大ないじめ事案が起こった場合は、アンケート調査を実施し、事実の把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	いじめ対策委員会で検討し、保護者に対しては、事実の報告、学校の対応、今後の指導について伝える。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

### ① 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

### ② 構成員

定例及びいじめ事案発生時のいじめ対策委員会は、個別のいじめ事案の対応等を協議し、構成員は、管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、該当学年等とします。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員やスクールカウンセラーを追加します。

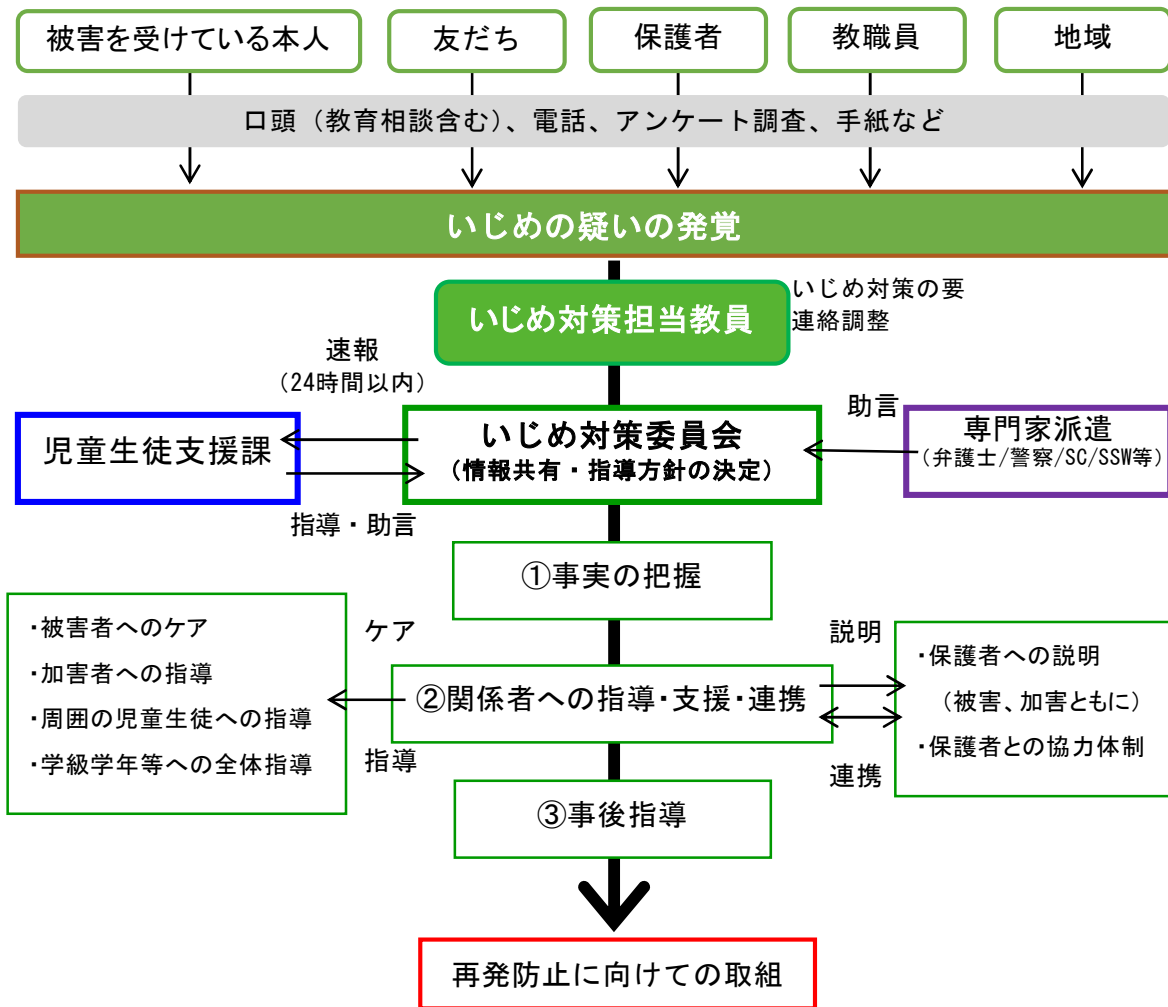
また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。

拡大いじめ対策委員会は、学校がいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議し、定例の委員会の構成員に加えて、自治連合会長、PTA会長、主任児童委員等の学校関係者の委員の参加を得ます。

### ③ 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

#### ④ いじめ事案対応フロー図



### 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### ① 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

#### ② 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

#### 4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組		備 考
4	引き継ぎ連絡会<児童理解> 保護者学年学級懇談会 ひまわり隊連絡会 家庭訪問	①②③ ④ ④ ②	
5	「見守る子」を語る会<児童理解> P T A総会<いじめ防止基本方針について> ぜぜらーず連絡会	①②③ ①②③④ ④	
6	いじめ防止啓発月間 たてわり活動 教育相談アンケート 教育相談 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 保幼小連絡会議 小中連絡会議 こじか学級公開授業	①④ ① ② ②③ ④ ④ ④ ①	・学級や委員会、 児童会を中心とした 取組の実施
7	授業公開・研究協議会 たてわり活動 携帯電話やスマートフォンの利用の仕方、マナー について〈上学年対象〉 民生委員・児童委員連絡会 保護者学級懇談会 地域パトロール	① ① ① ④ ④ ④	
8	いじめ問題に関する校内研修会 地域パトロール	①②③④ ④	
9	たてわり運動会	①	・児童会を中心とした たてわり応援
10	いじめ防止啓発月間 授業公開・研究協議会 教育相談アンケート 教育相談	①④ ① ② ②③	・学級や委員会、 児童会を中心とした 取組の実施
11	授業公開・研究協議会 たてわり活動 ひまわり隊連絡会議 保護者個別懇談会	① ① ④ ④	



1 2	授業公開・研究協議会 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 たてわり活動 保護者学級懇談会 地域パトロール	① ④ ① ④ ④	
1	地域パトロール 授業公開・研究協議会	④ ①	
2	教育相談アンケート 教育相談 たてわり活動 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会	② ②③ ① ④	
3	民生委員・児童委員連絡会議 小中連絡会議 新1年生関係連絡会議〈保・幼〉 たてわり活動	④ ④ ④ ①	
年間 を通 じて	朝のあいさつ運動 下駄箱チェック トイレチェック 校内パトロール 放課後の子どもを語る会〈学年〉 報・連・相シートの活用 S C 訪問相談 いじめ対策委員会	①② ①② ①② ①② ①② ② ②④ ①②③	・校長、児童会を 中心に実施 ・履物を脱いたら そろえる取組

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

## 5 その他

アクションプランなど

# いじめ問題対応マニュアル

大津市立膳所小学校

## 1. いじめ問題の定義

一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをふくむ）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

## 2. いじめ問題の捉え方

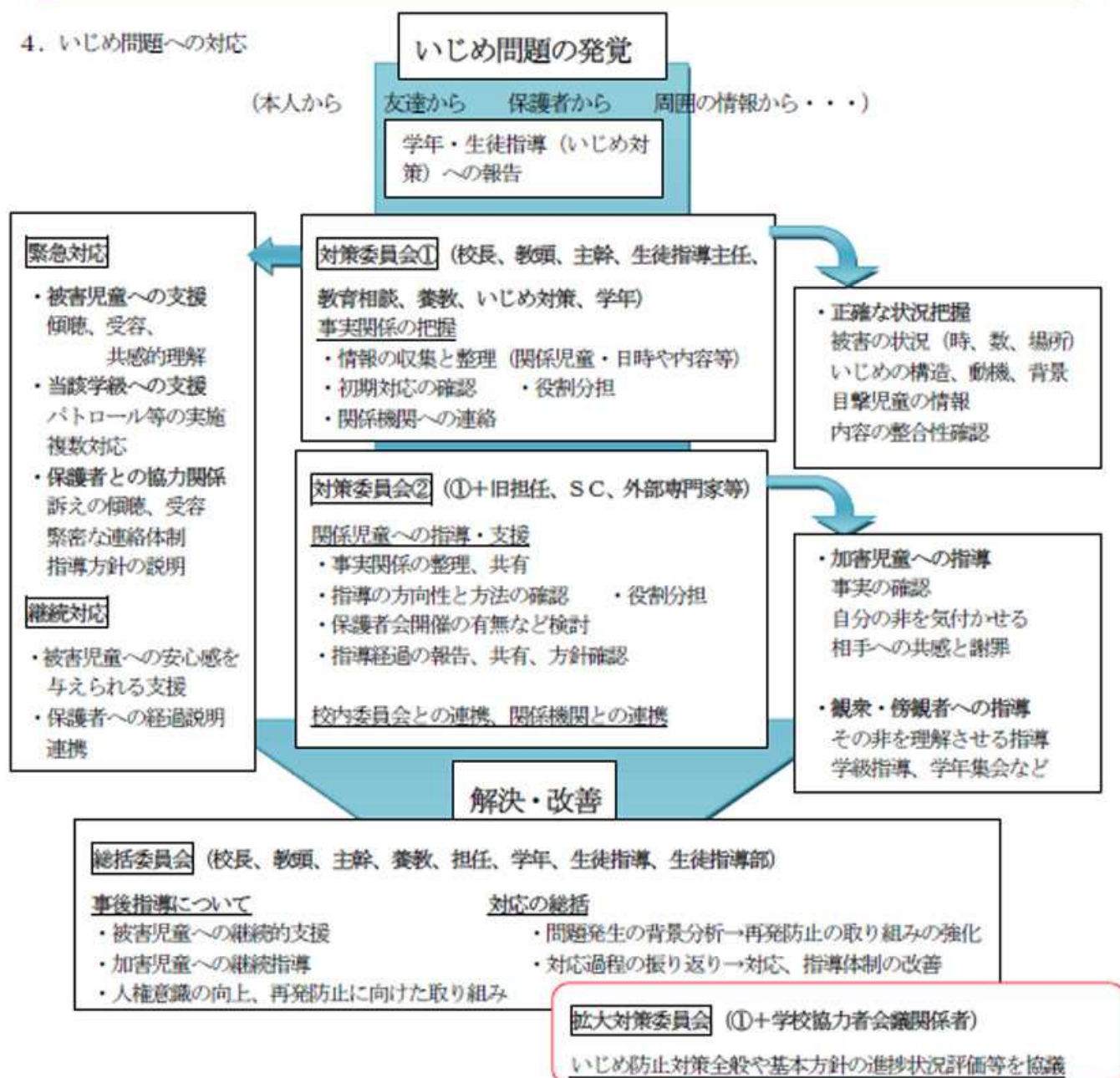
「いじめは人として絶対に許されない行為である」という認識に立ち、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

## 3. いじめ問題への基本姿勢

「いじめは絶対に許さない」という信念のもと

◎人権意識の向上・未然防止    ◎早期発見・早期対応    ◎複数対応・組織対応・事後継続対応

## 4. いじめ問題への対応



# さわやかぜっ子アクションプラン

～いじめは絶対許さない！ 未然防止・早期発見・早期対応に向けて～

大津市立膳所小学校

めざす学校像

いじめ：しない・させない・見逃さない学校

## 子どものアクション

☆いじめのない明るく楽しい学校、学級づくりを進める。

- ・気持ちの良いあいさつ ・正しい言葉づかい
- ・自分に自信を持って勉強や遊びに取り組む
- ・相手の気持ちを考えて行動する
- ・いやなことははっきり断る
- ・いじめを知った時は放っておかず必ず相談する

☆児童会等によるいじめ防止の活動を進める

- ・縦割り活動で、みんなが仲良くできる力を育てる
- ・みんなで決めたことをみんなで守る
- ・委員会活動では全校の皆のことを考えた活動を進める

☆困った時は互いに助け合える関係づくり

- ・友達同士互いに助け合える関係づくりに努める
- ・悩んだり困ったりした時は必ず誰かに相談する

見守り・支援  
・共同・協力

見守り・支援  
・共同・協力

## 教師のアクション

☆一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める。

- ・いじめを絶対に許さない！いじめられている人を守り通すという信念のもと共通理解・共通実践
- ・いじめ対策委員会の常設 ・啓発月間の取り組み
- ・職員研修の充実 人権意識の向上

☆子どものSOSを見逃さない

- ・子どもとの丁寧な関わり、ふれあいから信頼関係の構築を図る
- ・年間2回の個別相談、学期ごとのアンケート
- ・学校組織全体で子どもを教育する組織づくり（子どもを語る会、報・連・相シートの活用）

☆子どもを中心に据えた対応

- ・安心感を与えられる丁寧な対応
- ・見通しを持った計画的、組織的な対応
- ・保護者、地域との連携のもと継続的な対応

## 家庭・地域のアクション

☆我が子への見守り、理解、連携

- ・親子の触れ合いの中、お互いの理解を深める
- ・気になることは気軽に相談、連携

☆子どもが大切にされる地域づくり

- ・登下校の見守り、地域行事などを通してふれあいを大切にし、互いの信頼関係を深める。
- ・民生委員、児童委員、PTA、膳所プリングアップなどをはじめ地域の多くの大人の目で子どもたちの成長を見守り、見つめる。

☆学校との緊密な連携を図る

- ・日常の情報交換を密にし、地域と学校の連携から子どもたちの健全育成にあたる気運を高める。

連携

## 現状・課題

- ・いじめはいつでもどこでも起こり得るという危機感のもと、常に教職員の感性を磨き続ける必要がある
- ・家庭、地域、学校の連携をさらに深め、種々の教育課題に取り組んでいく必要がある
- ・子どもどうしより良い関係を築き、いじめを生み出さないための基盤づくりを更に進める必要がある